（支給の始期及び終期等）

第二十条　通勤手当の支給は、職員に新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

2　通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

一　通勤手当の額を増額して改定する場合（第三号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第三条の規定による届出が、当該事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

二　通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

三　月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が二以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

イ　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事院が定める場合　人事院の定める月

ロ　イに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

3　前項第三号イに掲げる場合における同号イに定める月の支給額は、人事院が定める。

（返納の事由及び額等）

第二十一条　給与法第十二条第八項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係る通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として人事院が定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一～四　（略）

2　給与法第十二条第八項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる場合以外の場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（支給の始期及び終期）

第二十条　通勤手当の支給は、職員に新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2　通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（返納の事由及び額等）

第二十一条　給与法第十二条第八項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一～四　（略）

2　給与法第十二条第八項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる場合以外の場合　前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び